

第 1 4 1 号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 6 条」を「第 1 6 条の 2」に、「第 2 9 条」を「第 2 9 条の 2」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改める。

第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改める。

第 2 9 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改める。

第 2 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 7 . 5」に改める。

第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に

改める。

第 29 条の 2 第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(提案理由)

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。